

流山市一般廃棄物処理基本計画(概要版)(案)

計画期間/2019年(平成31年)度～2028年(平成40年)度

ごみ処理基本計画編

基本方針

本市は全国的に数少ない人口増加地域であり、今後も人口増加が見込まれていることから「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方に基づき、ごみ減量施策を推進します。

『資源を有効に利用する循環型のまちを目指して』

～社会変化に合わせたごみ処理行政の推進～

1 大量廃棄からの脱却とさらなる資源化

循環型社会を構築するため、大量廃棄からの脱却とさらなる資源化を目指します。

3Rのうち発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)を優先して実施し、やむなくごみとして排出されるものについても、さらなる資源化(リサイクル)を図り、ごみの総排出量削減に取り組みます。

3Rを行ってもなお残る一般廃棄物については、環境負荷の低減に配慮しつつ、適正に焼却処理し、余熱利用(熱回収)を行います。最後に発生する焼却残渣等は、最小化した上で適正に最終処分します。

2 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境及び地球温暖化防止に配慮したごみ処理システムを構築します。

また、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理については、長寿命化等、実態に即した施設改修及び更新を行います。

目標値の設定

本計画では、「1人1日当たりのごみ発生量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ発生量」、「資源化率」、「最終処分量」の4項目について、達成すべき数値目標を設定します。

表1 数値目標

項目	単位	現状	中間目標	計画目標
		2017年度 (平成29年度)	2023年度 (平成35年度)	2028年度 (平成40年度)
ア 1人1日当たりのごみ発生量	g/人・日	853	789以下	768以下
イ 1人1日当たりの家庭系ごみ発生量 (容器包装プラスチック類、ペットボトルを除く)	g/人・日	438	402以下	372以下
ウ 資源化率(資源化量÷ごみ発生量)	%	22	22以上	22以上
エ 最終処分量	t/年	8,275	4,061以下	3,974以下

▶ 個別施策(抜粋)

個別施策	取組内容
1. ごみの減量・資源化の啓発	一部抜粋 (4)ごみの減量・資源化は、商品に対する個人の意識がとても重要です。消費に対しては、例えば、物品購入時の意識を「欲しい物(Wants)」から「必要な物(Needs)」へ転換するなどの意識改革を図ります。
9. 公平な費用負担	家庭系ごみの有料化については当面見送ることとし、その他のごみ減量・資源化施策を優先して推進することにより、徹底したさらなるごみ減量・資源化を図ります。公平な費用負担の観点から、ごみの受入料金の見直しを図ります。また、ごみ減量化や、適切な分別の推進によるさらなる資源化などの観点から、指定袋の導入を検討します。
10. 食品ロスの削減	食品ロスを削減させるため下記項目について市民及び事業者にも協力を要請します。 (1)買い物前に冷蔵庫内の食品を確認し、無駄な食品を買い過ぎない、使いきれぬ量を購入するよう啓発します。 (2)家庭では料理を作り過ぎない、外食では食べきれぬ量を注文する等、残さず食べるよう啓発します。 (3)食品ロス削減運動(30・10運動)の実施を広報等で啓発し、ごみ減量につなげます。 (4)商工会議所などの団体を通じて、事業者ができる食品ロスの削減をお願いします。例えば、飲食店における小盛りメニューなどの提供や、適正な在庫管理などを要請します。
22. プラスチックごみの分別徹底と再資源化	「容器包装プラスチック類」と燃やさないごみに含まれる「その他プラスチック類」の分別について周知徹底します。また、リサイクル館に搬入された「容器包装プラスチック類」をさらに有効利用をするため、実態に即した施設改修を行い、資源化率向上を図ります。

生活排水処理基本計画編

基本方針

『快適な水環境を目指して』

1 公共下水道を中心とした生活排水処理の促進

公共用水域の水質保全のため、本市では生活排水の適正処理に向け、公共下水道による処理を中心に据え、市街化区域、市街化調整区域の一部を下水道計画区域として、「流山市污水適正処理構想(平成28年6月)」により、2024年(平成36年)度末の下水道整備の概成を目指し、その他の地域は、合併処理浄化槽による污水の適正処理を図るとしてしています。

また、「第 期 流山市生活排水対策推進計画(平成29年3月)」により市内の生活排水対策の計画的な推進を図っています。

これらの計画と連携し、一般廃棄物としてのし尿・浄化槽汚泥については、施設の適正管理を行い、生活排水処理の一層の推進を図ります。

2 循環型社会形成に資するし尿・浄化槽汚泥処理システムの構築

森のまちエコセンター(汚泥再生処理センター)では、し尿・浄化槽汚泥について安定した衛生的処理の推進を行い、その処理水は清潔かつ衛生的な生活環境の確保を推進し、循環型社会形成に資するものとする。

災害廃棄物処理計画編

▶ 計画の目的と考え方

大規模災害発生時における安全・安心の確保及び迅速な災害復旧のためには、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が必要不可欠です。「流山市災害廃棄物処理計画」は、平常時にあらかじめ必要な想定を行うことで、大規模災害発生時における現実的かつ着実な災害廃棄物対策を進めることを目的としています。また、災害発生時には、被害状況等の情報収集を行った上で、本計画に基づき具体的な処理体制などについて検討し、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

なお、本計画は被害想定の見直しなど前提条件に変更があった場合や、今後新たに発生した大規模災害における知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

災害廃棄物とは、地震や洪水等の大規模災害により、倒壊、焼失、水没等した家屋や建築物等を解体撤去するのに伴って発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等及びこれらの混合物のことをいいます。



1：処理計画で推計した発生量・処理見込量を、実際の被害状況を基に再推計

2：阪神淡路大震災や東日本大震災においては、建物の解体が約2年、災害廃棄物の処理が約3年のスケジュールで行われた。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省）に加筆

▶ 仮置場候補地の選定

仮置場は、救助活動、道路啓開など発災初期段階の活動において支障となる廃棄物のほか、被災家屋等の速やかな解体・撤去、処理・処分を行うため、発災直後に迅速に設置する必要があり、平常時に仮置場候補地をあらかじめ選定しておくことが重要です。本市の第1候補地は、都市計画決定されている一般廃棄物処理施設としますが、発災後の状況を踏まえ、最適な候補地を選定します。

また、仮置場の設置に当たっては、市民へ運用ルールの周知をすることが非常に重要となります。

➤ 主な被害想定

本計画において対象とする災害は、地震災害及び風水害、その他自然災害とします。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、大雨、台風、雷雨等による洪水、浸水、冠水、崖崩れ等により生ずる被害及び竜巻により生ずる被害を対象とします。

なお、地震については「流山市地域防災計画」において想定している、マグニチュード 7 クラスの地震である東京湾北部地震及び茨城県南部地震のうち、被害が大きいと予想される東京湾北部地震を被害想定としています。

表 2 東京湾北部地震及び茨城県南部地震における被害の概要

項 目		東京湾北部地震	茨城県南部地震
		被害数量	被害数量
木造建物	全壊棟数	548 棟	303 棟
	半壊棟数	2,461 棟	1,680 棟
非木造建物	全壊棟数	172 棟	118 棟
	半壊棟数	183 棟	128 棟
火災	冬 5 時	1 棟	1 棟
	冬 18 時	14 棟	4 棟
	夏 12 時	2 棟	1 棟
人的被害	避難者数 (1日後)	25,520 人	20,653 人
	避難者数 (1か月後)	4,540 人	2,824 人

出典：「流山市地域防災計画」(平成 29 年 3 月、流山市)

東京湾北部地震による災害廃棄物発生量の推計

液状化・揺れによる全壊・半壊から発生する災害廃棄物
 $=$ 全壊棟数 (木造 548 棟 + 非木造 172 棟) \times 161t / 棟 +
 半壊棟数 (木造 2,461 棟 + 非木造 183 棟) \times 32t / 棟
 $=$ 200,528t

火災から発生する災害廃棄物

$=$ { 木造 14 棟 \times [(548 棟 + 2,461 棟) \div (548 棟 + 2,461 棟 + 172 棟 + 183 棟)] \times 107t / 棟 } +
 { 非木造 14 棟 \times [(172 棟 + 183 棟) \div (548 棟 + 2,461 棟 + 172 棟 + 183 棟)] \times 135t / 棟 }
 $=$ 1,539t

災害廃棄物発生量 (t)

$=$ 液状化・揺れによる全壊・半壊から発生する災害廃棄物 + 火災から発生する災害廃棄物
 $=$ 200,528t + 1,539t
 $=$ **202,067t**

液状化・揺れによる倒壊家屋の原単位
 全壊：161t / 棟 ・ 半壊：32t / 棟

火災家屋の原単位
 木造：107t / 棟 ・ 非木造：135t / 棟

出典：「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月、環境省) 資料編技術資料 (技 1-11-1-1)

これは、本市で発生する一般廃棄物処理量の約 4 年分が 1 度の災害で発生する計算になり、避難所ごみや通常的生活ごみの処理と同時に進行する必要があります。処理効率化のためには仮置場での分別が非常に重要となります。(平成 29 年度の一般廃棄物処理量：48,620t)